

# 飼料問題懇談会

平成15年3月17日

日時：平成15年3月17日

会場：農林水産省総合食料局第一会議室

時間：13:30～16:00

## 議事次第

1. 開会
2. 挨拶  
農林水産省生産局畜産部長
3. 資料説明  
農林水産省生産局飼料課長
4. 協議事項  
「今後の飼料政策の展開方向に関する実行プログラム（工程表）の措置状況(案)」  
「平成15年度飼料需給計画（案）」  
「備蓄に係る具体的な検討状況」他
5. 閉会

## 飼料問題懇談会議事録

平成15年3月17日  
総合食料局第一会議室

### (需給対策室長)

定刻になりましたので、ただ今から飼料問題懇談会を開催させていただきます。

需給対策室長の水間でございます。委員の皆様には御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。座長が選出されるまで代わりまして懇談会の進行を務めさせていただきます。まず、開催に当たりまして、畜産部長から挨拶を申し上げます。

### (畜産部長)

6例目、7例目のBSEが発生しましたが、幸いマーケットには特段の支障はありませんでした。これはBSE対策が一定の役割を果たしていることを示すものといえます。しかし、なお、その感染源等が不明であるため、専門家による疫学チームを結成し、全ての可能性についての点検を行い、この夏までに中間取りまとめが出来るよう進めて参りたいと考えております。

2月7日に食品安全基本法案、飼料安全法改正案等について閣議決定がなされております。また、行政組織についても改正を行う予定であります。新たにリスク管理を行う消費安全局設置のため、農林水産省設置法改正案を国会に提出し、その中で飼料行政においてもリスク管理部門と生産振興の部門を切り離すこととしております。畜産振興を支える飼料政策部局が、2つの局にまたがることとなりますが、二人三脚で遺漏なきよう進めて参りたいと考えております。

2月に「食の安心・安全のための政策大綱」の中間とりまとめが行われました。これに基づき、行政的な食の安心安全への取組に幅広く取り組んで参ります。

昨年7月の飼料問題懇談会において、「今後の飼料政策の展開方向」が報告され、この提言をもとに、昨年9月に実行プログラム（工程表）を作成したところであります。本日の懇談会においても、この工程表に基づき、本年度の飼料政策の具体的な施策状況について、評価をお願い致します。また、来年度における施策の展開方向について当方で取りまとめたことについて、ご検討下さるようお願い申し上げます。

### (需給対策室長)

それでは、委員の御紹介をさせていただきます。

本日の委員の御出席の状況を報告いたします。

当懇談会は、今回から委員14名で構成されることとなりまして、13名の方から出席の御返事を頂いております。

それでは、委員を御紹介申し上げます。

再任委員として、〇〇委員です。〇〇委員です。〇〇委員です。〇〇委員です。〇〇委員です。〇〇委員です。〇〇委員です。〇〇委員です。〇〇委員です。〇〇委員です。

また、新任委員として、〇〇委員の後任として、〇〇委員です。今回から新たに参加頂きます〇〇委員です。

なお、〇〇委員、やむを得ない事情で当懇談会に出席できないという返事を頂いており、〇〇委員の代理として本日は〇〇様、〇〇委員の代理として〇〇様の御出席を頂いております。

議事に入る前に、座長の選出を行いたいと思います。座長につきましては事務局の案がございまして、協議事項等の継続性の観点から、昨年に引き続き、〇〇委員に座長をお願いしたいと考えますが、皆様、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

では、〇〇委員に引き続き座長をお願いしたいと思います。  
それでは、座長に議事の進行をお願い致します。

(座長)

〇〇でございます。どうぞ引き続き、よろしくお願致します。  
これから議事に入りたいと思いますが、その前に、本日の議事内容につきまして、事務局から説明願います。

なお、予め御案内のとおり、懇談会は、16時までには終了するというので、よろしく御協力をお願い致します。

(需給対策室長)

本日の議事につきましては、配布しております資料のうち、既に御案内のとおり、「平成15年度歳出予算」並びに「今後の飼料政策の展開方向に関する実行プログラム（工程表）の措置状況」（案）、「平成15年度飼料需給計画」（案）を中心に事務局より説明を行い、引き続き飼料穀物備蓄対策事業検討委員会事務局から「備蓄に係る具体的な検討状況」を報告して頂き、委員の皆様方の御検討等をお願い致します。

それでは、本日配布しております資料の確認をさせていただきます。

まず、事務局から配付しております資料で、右肩に番号を付しておりますが、

- 1 議事次第
- 2 委員名簿
- 3 「今後の飼料政策の展開方向に関する実行プログラム（工程表）の措置状況」（措置状況）（案）
- 4 「平成15年度飼料需給計画」（案）
- 5 「平成15年度飼料需給計画」（説明資料）
- 6 平成15年度歳出予算（概算決定の概要、PR版）
- 7 平成15年度税制改正大綱（抄）
- 8 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部改正する法律案の概要
- 9 平成15年度組織・定員改正の主要事項
- 10 畜産環境プロジェクト

(参考1) 「今後の飼料政策の展開方向」（報告書）

(参考2) 飼料をめぐる情勢

また、飼料穀物備蓄対策事業検討委員会から配付されております資料で、  
○ 「備蓄運営に係る具体的な検討について」（飼料穀物備蓄対策事業検討委員会報告）

御確認下さい。  
以上でございます。

#### （座長）

委員の方に御検討頂く前に、事務局から配付資料に基づいて説明願います。

なお、「備蓄運営に係る具体的な検討について」（飼料穀物備蓄対策事業検討委員会報告）は、同委員会の事務局から御説明を頂くことにします。

#### （飼料課長）

（配付資料に沿って説明：50分間程度）

（飼料穀物備蓄対策事業検討委員会 事務局長）

（配付資料に沿って説明：15分間程度）

#### （座長）

ありがとうございました。以上、非常に多岐に渡って飼料政策の措置状況と飼料需給計画についての説明がありましたが、ただ今の事務局からの説明につきまして、ご検討頂き、委員の方々から御意見等を頂きたいと思っておりますがいかがでしょうか。

では最初に、私の方から少しよろしいでしょうか。

この6本の柱の中で、一番先にあがっているのが自給飼料の増産です。先ほど飼料課長が、去年と比べて作付け面積と給与量が微減であると。これは酪農家戸数が減ったことも影響し、その離農跡地の利用促進がなかなかうまくいかないと言っております。この問題に関して、2つの面で考える必要がある。

1つ目は、アメリカ、カナダ、オーストラリアからの輸入乾草であります。年間220～230万トンの輸入量で、右肩上がりに増加しています。これを生産するためにどのくらいの日本の土地が必要になるかを計算してみましたが、1haあたり40トンとして日本の土地の 万haとなり、日本の飼料作物の畑の約半分の面積をアメリカに借地することになります。一般的に輸入乾草は質が良くありません。日本の乳牛の分娩間隔がだんだん長くなっているのは、それが一つの理由である可能性があります。

230万トンの輸入飼料について、流通粗飼料と違って流通規格がなく野放しということで酪農家はリスクを冒していると言えます。この230万トンについて品質を管理する、輸入乾草とわらを区別するような措置を取っていけないものでしょうか。

2つ目は、日本の酪農家戸数の構造の問題があります。平成3年頃、100頭規模農

家の戸数シェアは0.7%、頭数シェアは6%でしたが、現在、戸数シェアでは2%なのに頭数シェアが13%となっており、その中には1000~2000頭のメガファームが入ってきています。その数値は右肩上がりになっております。こういった人たちは、自給飼料を作る基盤がないため、輸入への依存体質が増えてきてしまいます。自給飼料増産対策において、こういったメガファームに対する粗飼料の供給体制をどうするのか、そういった視点に立つ必要があります。つまり、日本酪農の構造上の問題と言う視点から自給飼料を考えていかなければならないのではないのでしょうか？それについてどの様にお考えですか。

#### (飼料課長)

1つはわらを含め乾牧草について、飼料自給率は25%、濃厚飼料については1割、粗飼料自給率77%ということで、麦・大豆に比べれば土地利用型の中でも成果を出していると言えます。ただ、ご指摘の通り、輸入に頼っている部分もあります。

ただ、20~30万haほどで半分までいかないかと思われます。

品質の問題は確かにあり、アルファルファ、チモシーはかなり高品質ですが、一方で、イタリアンライグラスの種子を取った後の幹、ストロー類が入ってきております。ただ、これは牧草用というよりは道路の保全用のものも含まれております。

エンドファイトの問題についても、アメリカではエンドファイトの基準がありますが、日本では給餌の方法に違いがあり、牛が中毒を起こす例もみられ、安全性の面からの規格・基準の検討も必要と言えます。

日本の気候の条件から乾牧草が入手しにくく、日本はサイレージが主体といえます。サイレージ主体ということですが、例えばホールクロップも、水田が豊富なところには牛がおらず、牛が多数いるところには水田が少ない、家畜と土地とのアンバランスの問題があります。そういった中で、流通にも対応できるサイレージなどを考えなければいけない時期に来ているかと思われます。

粗飼料の供給体制ということで、北海道バージョンのメガファームは土地に立脚したもので問題がないと思われますが、一方、内地の基盤がないところでは問題があるかと思ひます。ただ、これを飼料政策だけで考えるのは問題かと思われます。飼料課の立場とすれば、自給飼料と言うことを離れば、生産資材ですので安くて安全で良質な飼料を海外から供給すればよいということになりますが、畜産政策とすれば飼料だけでなく土地、家畜や環境その他多数の事が関わってくることとなり、総合的な改革の中で検討が必要となります。

そういった中で、メガファームを縮小させるのではなく、例えば地域のコントラクターによって、例を挙げれば鳥取畜産農協のように、WCSの収穫を行いさらにTMRを活かせるような取組も必要かと思われます。コントラクターについて単に牧草を生産すればいいというだけではなしに、そこで飼料を確保して調理して供給するシステムを持たせること、そういった一面での検討も耕畜連携で必要ではないかと思われます。

#### (草地整備推進室長)

酪農家の後継者対策として、日本型の経営継承システムの確立が必要かと思われます。

離農跡地ではなく、経営が健全な状態である中で後継者がいない農家をフォローしていくもので、北海道で一年間20戸くらいをキャッチアップしています。

輸入乾草では、チモシーでさえ品質がひくい。その中で、チモシーから WCS に切り替えると乳量アップしているという事例があります。そこで、草地畜産研究所と連携して、輸入乾草と自給飼料の成分評価を今後とも進めていきたいと思っております。サイレージをどう調整していくのかについて、今、生研機構で検討を行っております。また、とうもろこしをワンマンオペレーションでロールできるようなカッティングローラーベラーの機械の実用化の目途も立ってきております。そういった様々な意味での良質粗飼料の供給の対策が取られております。

#### (座長)

先生方その他に何かありますでしょうか？

#### (〇〇委員)

3点ばかり伺いたいのですが、まず、1つ目に7月に組織を改変されるということですが、どういう内訳になるのでしょうか？

消費者サイドからですが、飼料、耐性菌の問題などの見直しを、専門家を交えて行われているということですが、これは家畜の飼い方にも影響があるのでしょうか？耐性菌に対する議論の進展状況も踏まえて教えて頂きたい。

最後に、消費者にとっても関心が高いのですが、家畜排せつ物処理についてなのですが、畜産農家にとっても大変なことで、お金がかかっているように思うのですが、難しい問題を抱えていて、思うように進んでいないと聞いています。実際どのくらいまで進んでいて、今後、どの様に対応していくのですか？バイオマスについても、技術的な面があってもなかなか進んでいないと聞いていますが、このあたりの今後の方針について、もう少し説明頂けないでしょうか？

#### (飼料課長)

まず、組織関係については安全関係と畜産業振興の部分が分かれ、衛生課が消費安全局に移ります。それから、飼料の安全部門である飼料課の検査指導班と安全基準班が新設される衛生管理課に編入されます。また飼料課の残りの飼料部門が畜産技術課と一体化して、畜産振興課が新設されます。

2点目、薬剤耐性菌への検討状況について、飼い方自体が変わるのではないかということについて、EUは2006年にコクジウム関係を除いて抗菌飼料添加物の全面廃止ということを出しています。予防という面が強く、国際的にはやりすぎとの声もあります。日本の場合、全面的見直しということではありません。飼料添加物について濃度の適正なコントロールにより残留性の問題は出ておりませんので、むしろ、今、問題となっている人の医療との関連についての見直しを検討しております。人の医療で使われている抗生物質と、家畜で使われている抗生物質の間に因果関係があ

ることが立証されていませんが、ある程度、薬剤耐性菌の発生、環境への影響などを評価しながら、専門委員会の場で科学的に検討することとしています。

#### **(草地整備推進室長)**

畜産環境対策について、家畜排せつ物法が11年に制定されましたが、その時、5年間で今の現状を改善するということをおっしゃっていました。まず、法律の対象となるのは、畜舎の外にふん尿を野積みしているもの、巨大な穴を掘りふん尿を流し込んでいる素堀りの解消と言うことが基本的な命題であります。畜産農家16万戸のうちの約4万農家が対象となります。16年11月までに野積み・素堀りを解消しなければ、最終的には罰則の対象となります。畜産公共事業・非公共・指定助成事業でそれぞれ、堆肥センターあるいは堆肥舎等を設ける事業を進めております。

現在、4万戸のうち半分について施設の整備が済んでおります。これまでは、ある程度規模の大きな農家の施設整備でしたが、今後は中小、あるいは零細の畜産農家の施設整備が主になるかと思われれます。簡易整備の1つとして、野積み・素堀りの解消として下にシート、上にシートをかぶせる簡易対応も可能であります。

市町村や農協が主体となって堆肥センターを設けて、そこに中小の農家を取り込むと言う方法も進んでいくのではないかと思われれます。公共事業もそういったものについては補助率が5%アップして55%でやるということで進めて参りたいと考えております。

ただ、エネルギーの対策については、畜産部だけの問題ではありませんので、我が省あるいは各省と連携をとってプロジェクトを推進させていければと思います。自給飼料と土地面積にあった頭数であれば、過剰な投資にはならないと考えております。基本的には牛の「豚・鶏化」という事になったとき過剰な投資になるかと思われれます。基本的には自給飼料を生産し、そこにきちんとした形で還元していくということが大切であると考えております。

#### **(飼料課長)**

補足としてですが5割とは要整備の農家戸数であり、12年度以前に整備済の農家がありますので、14年度時点で9割程度が整備済で、残り1割が未整備ということではないかと考えます。

#### **(草地整備推進室長)**

10頭未満等の小規模な農家牛はこの法律から除外されております。

#### **(〇〇委員)**

さきほど、粗飼料の供給に関して畜産の構造から考え直さなければならぬのではないかという指摘がありましたが、私も同じような意見であります。メガファームについては例外なく購入飼料中心で経営が成り立っています。ふん尿の問題がなければ何をやっても良いという感じで、地域では乳量の確保を重視するようで、長期の見通しを持って酪農家はどんどん減っていますから、生乳生産を確保するためには、メガファーム賛

成という感じの意見を持つ学者さんもいるようです。土地を使わない土地利用型酪農を日本でしていて良いのかという話にもなります。飼料基盤とふん尿処理の達成とかの計画は一応通るわけですが、これからはそういった奨励の方向をきちんと設けるべきではないかと思います。ヨーロッパのように単位面積あたり何頭というのは無理ですが、野放しであってはならないだろうという感じがします。

#### (畜産部長)

メガファームの取り扱いについて、現状では肉用牛の肥育経営、共同経営をする酪農経営に次第に数が増えております。その中で肉用牛の肥育経営につきましては、酪農と違って粗飼料については近隣との耕畜連携との事例があります。問題は配合飼料の問題と、もう1つは一箇所に牛が多数いる、同じところに同じ動物がいるというのが、病気の面から考えて、その危険性を考慮しなければならないことです。

酪農の関係では、地域の飼料基盤から離れた経営が問題なのではないかと思っております。一方で、メガファーム、数百頭規模の、3～4戸の農家が協同でやっている場合、特に北海道などでは、相当効率の良い、また、労働環境面から見ても、休日の確保などあるいはお互いの技術的な面のフォローなど、北海道では自給飼料基盤に根ざしたメガファームが存在しております。

問題は、都府県においてのメガファームが地域との連携に根ざしていないという事です。この点については、WCSをどういうふうにするのか、これは、今後の水田での新しい米政策にどうやって調和を取っていくかという問題かと思われまます。外国では、あまり巨大なメガファームがないのは、病気の関係から危険を分散しようという観点からのもので、そういったことも含めて適切な規模を勉強していく必要があるのではないかと思われまます。

#### (座長)

今の話から、メガファームといってもそれを決めつけるのではなく、多様な展開方法を模索することが大切だという事ですね。

#### (〇〇委員)

日本全体や都道府県レベルで、今の飼料自給、畜産の構造で、はたして持続可能な畜産が可能かどうかという問題があります。全体として自給飼料に立脚した方向へ行っているが、どこまで行けば満足のいくものになるのか、あるいは、飼料政策に関する現状と満足のいく状態の開きがどのくらいあるか詰めるべきではないでしょうか。いろいろな政策がありますが、動きはごく小さいなと言うのが印象です。それで結構なら良いのですが、どうもそうではないようです。どの程度であれば、問題がないのかを見ておく必要があるかと思われまます。

このほかに2・3、考えて頂きたい問題がありますが、1点目は、既存の施策について現状のままよいのか、というチェックをする必要があるのではないかということです。1999年度の土地利用型酪農推進事業において、助成金の支出について4つランクを設けていますが、これが果たしてどのくらい土地利用型酪農に効果があったのか、

もうある程度評価が出来るのかという事があげられます。4つランクを設けているが、自給飼料がゼロの場合についても若干の補助金を支出するような体系でスタートしたと思います。これが、どのくらい政策効果があるか検証すべきではないでしょうか。ゼロについて助成金を出していることを見直すべきであるといえます。

2点目は、2000年度からの施策で、中山間の直接支払いについて、放牧の転換についても助成金を出しています。しかし、5年間の助成の後の施策がどうなるのかがはっきりしていないのではないのでしょうか。次の5年を一体どうするのか、お米の施策の大転換が行われており、持続可能な畜産が改めてクローズアップされています。この直接支払について畜産の側から産地づくりについて問題提起をして頂きたいのです。米そのものについては、転作については産地作り対策と言うことで市町村にいろいろと知恵を出してもらいます。ただし、ほったらかしと言うことではなく、畜産の側からも啓発等をしていく必要があるかと思えます。

#### (草地整備推進室長)

まず、粗飼料供給率について、基本指標で示させて頂いたものがありますが、現状では粗飼料供給率が酪農で北海道で6割、都府県で4割です。肉用牛繁殖経営で7割、肥育で1割で、北海道はもう一步、都府県ではかなり差があるというのが現状であります。

#### (〇〇委員)

やはり、日本の畜産がどこまで可能なのかが見えてこないというのが現実です。今現在は外国から大量に飼料を買っていて、排せつ物などの問題も出ているということですが、果たして日本の今後はどうなるのかと言うのが、私たちレベルで見えてこないのもう少し議論してそれを伝えていく努力も必要ではないでしょうか？

#### (畜産部長)

我が国がどの程度、消費者のニーズに伝えていくのかは確かに重要です。食料・農業・農村基本法を制定致し、それに基づく基本計画を作りました。これを作る中で、自給率目標を立てました。その為に、行政の側だけでなく消費者の方々にも参加頂き、いろいろな議論をさせて頂きました。牛肉であるならば、消費から考えてどのくらい将来的に必要な改善事項、経営の累計等をまとめた経緯があります。とりあえず、10年、5年ごとくらいに見直し、そういったときに現状の重要事項、消費者の意向、生産者の生産体制等を考慮し、どういった畜産にしていくのかが検討されていくと思われれます。

#### (〇〇委員)

この議論に入る前に、前提となる話ではありますが、この懇談会は実行プログラムを検証する位置付けとしての会議であります。先程あったように、私共からすると、専門的な話が多い。飼料をめぐる情勢について、これは縦割りの分析になっているのではないのでしょうか。食料・農業・農村基本計画を決める際には、経営問題とか、自給率とか、トータルで資料を出していたと思います。14年度についてトータル的な数字がどうな

っているか、また、トータルでどのようになっているかのデータがなければ、検証できないのではないのでしょうか。

これまでではそれで良かったが、どういう畜産の姿があるのかを行政側も考えねばなりません。今回はいいのですが、次回の懇談会においては畜産全体のデータが必要です。日本の畜産がどのように改善され、事例がこのようになっているというのなら理解できるのですが、このめぐる情勢では読みとれません。得意なところはちゃんと書いているのですが、不得意なところは何も書いていない。特にページ11ですが、稲わらの供給体制について、あれだけ大々的に体制整備をしたにもかかわらず、結果しか書いていません。なぜ、あれだけお金をつぎ込んでやったのか、その成果と、何故このような結果になったかが読みとれません。もちろんこれだけではないのですが、何故これを取り上げているかという、何も効果をあげていない象徴的な事例といえるからです。日本の畜産を変えていく上で、国内のこのような資源（稲わら）をどのように活用するかが非常に重要であるのに、いくら旗を振っても結局は増えていかない、と言うことは、極端な言い方をすれば、日本の畜産は将来縮小せざるをえないのだということにつながらないのでしょうか。

以前にも言ったと思いますが、お金が出なければやらないという農業側の体質にも問題があるように思われます。そのため、日本の畜産の方向付け、可能性を描き切れていないのでは。金の切れ目が縁の切れ目のような状態にならないようにすべきではないのでしょうか。国民的、消費者の視点から整理すべきではないのでしょうか。

政策でこれだけお金をつぎ込んできたにもかかわらず達成されなかった、と言う事があった場合、「将来も可能性がないのではないか」と言う判断をすることが必要です。そのためにも、今までの政策を検証して、考えていくべきではないのでしょうか。

飼料需給計画は、法律に基づいて決めなければいけないということは理解しますが、一番供給量の多いとうもろこしは計画に含まれていませんし、これほどのエネルギーを投じて行うようなものか疑問です。国家貿易の麦は確かに対象になると思いますが。飼料需給安定法はこれまで見直されたことはありませんでした。新しい畜産を考えると、新しいものに即してそろそろ、飼料需給安定法も見直すべきではないのでしょうか。飼料需給計画については、これ以上申し上げることは何もありません。備蓄問題は、技術的な問題なので、ワーキングチームで議論されましたが、水準の引き下げの観点から見直すのもわかりませんが、問題は今もっているものの平均簿価は32,000円で、時価は18,000円となっている事です。簿価の水準を下げることは大事です。しかし、今後この32,000円まで価格が高騰するのでしょうか。かつての畜産危機のとうもろこしの価格がどのような動きをしていたのか分析するべきです。放出基準の価格を32,000円と設定すると、いつまでも発動できないのではないのでしょうか。本格的な備蓄放出の発動の議論は、懇談会ですべきです。弾力的買い換えの仕組みづくりが難航しているのは理解できます。この点について、競争的な手法がとれないのでしょうか。今回の原油備蓄の放出がどうなるかわからないのですが、この件についての放出ルールはあまり知りませんが、入札になると聞いています。飼料穀物の放出についても競争原理を入れるべきです。ワーキングチームで精力的な議論をして頂いているが、1つか2つの案を提示して頂き、メリットと、デメリットを含めて整理すべきではないのでしょうか。

そして、懇談会において議論し、この手順でいくという方向性をつけるべきであり、座長と相談の上、ワーキングチームをどうもっていくかを定めるべきでしょう。

#### (座長)

まず、工程表・法律についてはご意見を参考にしながら検討頂き、次に備蓄のワーキンググループについては、その経過をこれらの会議の議題にのせて、検討するというとも考えていきたいと思えます。

#### (需給対策室長)

飼料需給計画についてですが、法律上の位置づけはとうもろこし、ふすま等々を買い入れることが出来るという扱いになっております。現在は平常時で支障なく飼料の流通が図られていることから、飼料需給計画の対象は大麦・小麦のみとなっておりますが、国際需給が逼迫したときなどの異常時には、政府がとうもろこし等を買って入れて操作・管理するということが法律上に組み入れられております。

#### (〇〇委員)

需給計画については理解して発言しています。とうもろこしのような飼料穀物について、緊急時に、麦のように国が買付ける必要があるかどうか検討するべきではないでしょうか。現在、とうもろこしは民貿でやっており、法律の規定通りに異常時には政府が買入れをやらなければ需給安定が図れないのかの検証をしてみたらどうか。とうもろこしの備蓄は放出基準さえ決まっていない、これは今はそういう必要が差し迫っていないからですが、少なくとも原油備蓄の方は放出基準が決まっているようです。穀物の方は今何かが起こったらどうするのか、今持っているとうもろこしをどうやって放出するのか、何も決まっていないのではないのでしょうか。これをまず検証すべきです。

例えば、これからの飼料行政の中で、とうもろこしを国が買い入れるような事態が出てくるのかといった新しい観点から見直したらどうなるかということです。もう一度検討してみて、それでも今のしくみが一番良いのだというのであれば、それはそれで結構です。飼料需給計画を見れば見るほど、このままでいいのかと疑問を感じます。飼料需給計画についてほとんど意見ができませんが、恐らく私を含め何を言ってもいいかわからないのです。なんでこういうものを懇談会にかけなければいけないのかという思いを感じるのではないかと、意見がないから問題がないとはいえないのではないのでしょうか。

#### (畜産部長)

法律が制定された当時の状況や、今日の事情を考えた上で対応する所存であり、ご意見を真摯に受け止めさせて頂きたいと思っております。なお、実行プログラム工程表における現状の措置状況について、年度の最後におきまして分析が足りない等の問題がありましたので、こういった点についても検討していきたいと思っております。

#### (〇〇委員)

消費者にとって大きい制度を望んでいるわけではありません。仮に私が稲作農家だと

して、「飼料になるから作ってください」と言葉で言われて、果たして作るかどうかという問題があります。今、酪農がどれだけ粗飼料を必要としているのか、数字的な面で見られる、あるいはその中で自分がどの位置に属しているのかが見られるようなしくみが必要ではないでしょうか。そのあたりの橋渡しを国としてやって頂きたいのですが。また、自給農食がどの位であるのか、備蓄を考える前にそのあたりを明確にして欲しいと思っております。

#### (〇〇委員)

予算の措置の関係があるのは理解しているのですが、今回イラクのことがあり、かえってこれが改革のチャンスかと思うのですが、どのあたりが一番難しいのでしょうか？基準の変更を判断をする権限を与えておかないと融通が利かないように思うのですが。

#### (〇〇委員)

機構が自ら稼いでいけば、機構の判断で放出とかを出来ます。しかし、機構は公益法人であるので、一銭も自分の裁量で動かさないのが現実です。民間だったらシカゴ相場がこうなっているから見切ってやれるが、今の機構の立場及び機構の仕組みだと難しい。そこで、機構は仕組みとして競争とかをいれられないか検討をするべきでしょう。機構自らがやるのは難しいが、システムに何らかの工夫するというのも方法でしょう。

それから、農水省の組織問題があったが、今度、飼料課は名実共になくなります。飼料課という名前がなくなっても畜産の原点は飼料なので、飼料行政を後退させてはならないと思います。より飼料行政を強化する方向で取り組んで頂きたい。

#### (〇〇委員)

自給飼料問題についての議論がかなり出ました。自給飼料増産対策についていろいろな点で新しい芽は出ているんですが、これに関係する予算はかなり減額されているわけです。食品の安全のほうに財源を振り向けざるを得ないのですが、自給飼料対策の方にも財源の確保をお願いしたいところです。

もう1つは放牧の問題であり、なかなかのびない、と言うのが現状です。畜産自体が放牧すると乳量が減るとかいう意識を持っている人が多いということです。しかし、全国各地で放牧によって良い成果を上げているものもあるわけです。安心・安全なものだということで強化して頂きたい。その意味で今度の15年度予算で、日本型放牧が拡大されているのは評価してよいことと思います。

放牧適性の高い品種も検討することが大事かと思えます。牛肉の自由化が決まってから、日本短角種などは絶滅の可能性も出るようになりました。未利用地、山林、耕作放棄地などの有効活用にはこういった放牧適性の高い品種を積極的に推進していく必要があるかと思えます。

放牧をしている酪農家を見ると、放牧に適した牛群を揃えるのに苦労したということなんです。家畜改良増産目標にも放牧適性と言うことを育種目標に入れられたわけですが、こういった観点の強化も必要かと思えます。

(座長)

時間も参りましたので、ここで閉めさせていただきます。

「今後の飼料政策の展開方向に関する実行プログラムの措置状況」(案)のうち、「平成14年度の措置状況・効果」に関しては、了解するとともに、今回の各委員からの御意見等を踏まえ、「平成15年度並びに16年度以降の実現すべき具体的措置」を適宜修正することとなりますが、その扱いは私の方で事務局と調整したいと思いますので、御一任頂いて宜しいでしょうか。

(異議なしの声)

いろいろと御意見をいただきましたが、事務局より提案のありました「平成15年度飼料需給計画」(案)については、委員の皆様のお意見を伺うところ概ね了承されたと考えますが、皆様、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

続きまして、本日皆様から頂きました御意見につきましては、事務局にとりまとめを頂いて、後日それを当懇談会における議事概要及び議事録として公表したいと思いますが、議事概要のとりまとめについては事務局に一任し、議事録については各委員の御確認を受けた上で公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、本日は委員各位の皆様方には熱心に御検討いただきまして誠にありがとうございました。これをもちまして、本日の懇談会を閉会致します。

(散会)